

1 気中濃度測定・建材中の石綿含有分析に係る調査業務を発注する際の資格

(1) 入札参加資格の区分

- ・気中濃度測定及び建材中の石綿含有分析は「計量証明業」には該当せず、入札参加資格に中分類「計量証明業」のみを設定することは不相当である。(入札中止事例有り)
⇒石綿含有分析等が可能な競争入札参加資格者は、契約基本システムにおいて以下の条件で検索可能

大分類	中分類	小分類	取扱品目
一般サービス業	⇒ その他サービス業	⇒ 他に分類されないサービス業	⇒ アスベスト測定分析

(2) 技術上の資格要件を設ける場合の区分

- ・建材中の石綿含有分析に係る調査業務を発注する際、「日本環境測定分析協会」や「石綿分析技術評価事業」により認定された者を有する分析機関に委託することが望ましい。
- ・当該認定制度については、以下のとおり内容が変更されたため、業務仕様書の記載等に留意すること。

制度名	変更内容	旧制度	新制度
石綿分析技術評価事業	評価区分1、2の認定方法	A～Cのランク制	合格・不合格の合否制 ※評価区分3、4はランク制から変更なし
JEMCAインストラクター制度 (日本環境測定分析協会)	インストラクター名	アスベスト偏光顕微鏡インストラクター	アスベスト実技研修に係るJEMCAインストラクター

※ 対策要領上では旧制度の内容が記載されているため、今年度改定予定。

2 石綿含有建材の有無・劣化度判断に係る目視等による調査業務を発注する際の資格

(1) 入札参加資格の区分

- ・分析業務と同様に、石綿含有建材の事前調査や劣化度判断は「計量証明業」には該当せず、入札参加資格に中分類「計量証明業」を設定することは不相当である。

(2) 技術上の資格要件を設ける場合の区分

- ・建築物の解体・改修の際には、適切な除去等が必要となる石綿含有建材の使用の有無を確認するために、建築物石綿含有建材調査者等の一定の知見を有する者による事前調査が望ましい。
- ・建築物石綿含有建材調査者制度については、令和2年度に以下のとおり区分が変更・追加された。
⇒調査者の分類によって調査可能な石綿含有建材の範囲が異なるため、調査対象に合わせた調査者を資格要件として設けること。

改正前	改正後	調査可能な石綿含有建材
特定建築物石綿含有建材調査者	(変更なし)	全ての建築物の全ての建材
建築物石綿含有建材調査者	一般 建築物石綿含有建材調査者	
(規定なし)	一戸建て等 石綿含有建材調査者	一戸建て住宅又は共同住宅の住戸の内部(共用部除く)

※ 対策要領上では旧制度の内容が記載されているため、今年度改定予定。